

九州大学大学院システム情報科学研究院社会人向け「データサイエンスプロ短期集中コース」講座規程

令和 2 年度 九大 規程 第 2 号

制 定：令和 2 年 4 月 3 0 日

最終改正：令和 5 年 1 0 月 4 日

(令和 5 年度 九大 規程 第 4 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、文部科学省補助事業「九州コンソーシアムによる副専攻型高度データサイエンス教育プログラム（以下「事業」という。）」により、九州大学大学院システム情報科学研究院に置く ADS 育成室において開設する社会人向け「データサイエンスプロ短期集中コース」講座（以下「講座」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 講座は、社会人向けにビジネス実務における実践的なデータサイエンスの知識と技術等を修得させ、理論と実践力を身につけた高度データサイエンティストの育成に寄与することを目的とする。

(講座の募集人員)

第 3 条 講座の募集人員は、別表のとおりとする。

(受講資格)

第 4 条 講座を受講できる者は、データサイエンスの学習に必要な素養として、大学の理系学部卒業程度の数学の知識及び一定のプログラミング能力を有し、データサイエンスを体系的に学ぶことを希望する者とする。ただし、大学等の教育機関に在籍する学生等を除く。

(受講の申請)

第 5 条 講座を受講しようとする者は、所定のウェブサイトから、大学院システム情報科学研究院の ADS 育成室長（以下「育成室長」という。）に申請しなければならない。

(受講の許可)

第 6 条 育成室長は、前項の申請を行った者のうちから、専門領域、経験、募集人員等を総合的に考慮して講座の受講を許可する。

(受講料)

第 7 条 受講を許可された者は、所定の期日までに受講料を納付しなければならない。

2 前項の受講料の額は、別表のとおりとする。

3 既納の受講料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は本学の都合により公開講座の全部又は一部を中止したときは、受講料の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

(修了証書)

第 8 条 所定の講座のコースを修了した者に対し、修了証書を授与する。

2 修了証書は、事業において構成する九州 ADS 育成コンソーシアムの代表者の名で授与する。

(事務)

第 9 条 講座に関する事務は、工学部等事務部において処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、講座の実施に関し必要な事項は、システム情報科学研究院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年度 九大 規程 第 4 1 号)

この規程は、令和5年10月4日から施行する。

別 表
(募集人員及び受講料)

募集人員	受 講 料	備 考
2 0 名	7 0 , 0 0 0 円	1 1 回 (3 3 コマ)